

【資料2】

「循環器病予防・普及啓発事業」業務委託仕様書

本事業の受託者は、次により業務を行うものとする。

1 委託業務名 循環器病予防・普及啓発事業業務委託

2 目的

秋田県の循環器病による死亡率は、脳血管疾患 173.4 (全国1位)、心疾患 237.6 (全国11位) と高く、死亡率の減少が課題であり、この課題の克服のため、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発が重要である。本事業を通して、県民が循環器病の正しい知識や予防法について関心と理解を深めることで、脳血管疾患や心疾患等の死亡率低減を目指し、本県が目標に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向けた取組の促進を図るため、セミナーの開催及び啓発資材を作成する。

3 業務内容

(1) セミナーの運営

- ・内 容：循環器病の正しい知識や予防法に関するセミナーの開催
- ・対 象 者：一般県民
- ・開催回数：3回（県北地区・県央地区・県南地区で各1回開催）
- ・参加者数：各回 100名程度
- ・開催時期：令和7年9月～11月
- ・時 間：各回 2時間程度
- ・そ の 他：
 - ①開催会場及び開催時期については県と協議の上決定すること。
 - ②会場使用料及び講師への謝金等は、委託料に計上する。
 - ③セミナーの参加者に対してアンケートを実施すること。
 - ④収集形式を基本とするが、オンライン形式とのハイブリッド開催も可とする。

(2) 啓発資材の作成

- ・内 容：循環器病予防に関する普及啓発リーフレットの作成
- ・仕 様：
 - ①サ イ ズ：A4判
 - ②色 数：フルカラー（両面印刷）
 - ③加工形式：化粧断ち
 - ④紙 質：再生マットコート
 - ⑤紙 厚：90kg
- ・作成数：3,000部
- ・校 正：2回
- ・納 期：令和7年8月31日

- ・納品：普及啓発資材及びその電子データを秋田県健康福祉部健康づくり推進課へ納品する。
- ・その他：①作成した普及啓発資材は、（1）のセミナー参加者への配布のほか、県が各種イベントでの配布や市町村等関係機関への配布により普及啓発に活用する。
②作成された電子データは、県がＳＮＳ等で情報発信を行う際に活用する。
③リーフレット作成以外の方法で、県民向け周知啓発のために効果的な手法があれば、契約上限額の範囲内でそれらも含めた企画提案及び積算を可とし、審査の対象とする。

4 業務実施報告書等

（1）受託者は、業務終了後、速やかに以下のとおり業務実施報告書等を県へ報告すること。①②の期限は、事業完了日から起算して1か月以内又は令和7年12月31日のいずれか早い日とする。

- ①事業実施報告書（様式任意）
- ②業務完了報告書（契約書様式）

（2）提出先

秋田県健康福祉部健康づくり推進課

5 委託期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

6 留意事項

- （1）業務の実施に当たって、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら、誠実に履行すること。
- （2）契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成し、提出すること。
- （3）受託中に知り得た情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。
なお、当該契約が履行された後においても同様とする。
- （4）当委託事業契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、原則、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。
なお、契約時に成果品の著作権の帰属を委託者及び受託者の共有とする場合は、この限りではない。
- （5）受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えた時や受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （6）受託者は、県の事前の承諾なく、契約上の地位を受託者の関連企業等を含め第三者に承継させ、あるいは契約によって生じる権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、若しくは委託等により引き受けさせ、又は担保に供してはならない。
契約にあたっては、企画提案などの内容について委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

(7) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法や利便性・効果を損なうことのない代替案等があれば、適宜提案すること。

7 支払条件等

(1) 検査及び支払方法

業務終了後、県に「4 業務実施報告書等（1）①②」を提出する。県は受託者からの報告書に基づき、速やかに検査を行い、受諾者は検査に合格したときは、請求書を県に提出し、県は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。

8 その他

当仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、隨時、県及び受託者が協議して決定する。